

選定療養費制度のお知らせ

診療報酬改定により、同じ病気で病院（診療所）に通算180日を超えて入院されている患者様（精神科等を除く）は、これまでの一部負担金以外に入院医療費（入院基本点数）の一部をご負担していただくことが国の法律で定められました。（「健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養」平成14年3月8日厚生労働省告示第79号）

【180日を超える場合と対象外になる場合について】

この180日の期間は、当病院における入院期間だけでなく、他の病院（診療所）に入院されていた期間も含まれますので、過去3ヶ月以内にいずれかの病院（診療所）に入院されていました患者様は、入院時までにお申し出下さい。

ただし、病院（診療所）を退院された後、別の病気で入院された場合や、3ヶ月以上病院（診療所）に入院されなかった場合や、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に入所（入院）されていた場合には通算されず、次の入院時から新たに入院期間を計算することになります。また、難病や重症の患者様につきましては、選定療養費制度の対象とはなりません。

【入院期間の確認と退院証明書の提出について】

当病院に入院されるまでの3ヶ月間にどれくらいの期間、他の病院（診療所）に入院されていたかおわかりでない場合は、以前に入院されていた病院（診療所）にお問い合わせのうえ、主病名と入院期間をご確認下さい。また、以前の退院に際しまして「退院証明書」が発行されていた場合はご提出をお願いいたします。

【正確な入院履歴の申告と損失費用の請求について】

この制度では、患者様は入院時にご自分の入院履歴を正確に病院（診療所）に申告することが義務づけられており、入院履歴等について虚偽の申告を行った場合には、それにより発生する損失（選定療養費）につきまして、後日費用の請求（徴収）が行われる可能性がありますので、十分にご留意下さい。

【お支払い頂く金額】

次の金額を、通常の医療費とは別にお支払いいただきます。

○ 一般病棟入院基本料 1日につき2,785円

※ 患者様は入院費用の一部負担金以外にご負担が増えることとなりますが、医療機関は本来の保険収入から選定療養費分（入院料の15%）が差し引かれますので、医療機関の収入増になるわけではありません。

※ その他、ご不明な点につきましては、事務スタッフまでおたずねください。